別記様式－１

専任特例１号の適用に係る確認事項

年　　　月　　　日

（宛先）発注者

住所

商号又は名称

代表者氏名

建設業法第26条第３項第１号（以下「専任特例１号」という。）の適用にあたり、以下のとおり報告します。

１　専任特例１号を適用する工事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主任技術者または監理技術者（予定） | 氏名 |  |
| 技術検定種目 |  |
| 希望申込み案件 | 工事件名 |  |
| 契約番号 |  |
| 現に履行中の工事（または今後配置を予定している工事） | 発注者 |  |  |
| 工事主管部署 |  |
| 担当者及び連絡先 |  |
| 工事件名 |  |
| 施工場所 |  |
| 契約金額（税込） |  |
| 工事期間 | 年　　　月　　　日　～　　　　　年　　　月　　　日 |
| CORINS登録番号 |  |

２　要件への適合

|  |
| --- |
| * 専任特例１号を適用するにあたって、次の要件に基づき実施します。
 |
|  | １） 当該工事の予定価格（施工中の工事においては契約金額）が、１億円（建築一式工事の場合は２億円）未満であること。 |
| ２） 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者または監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が２時間以内であること。※　島しょ部においては、同一島内であること。※　予定される作業時間内において、予想される移動時間を明示すること。（別紙添付） |
| ３） 当該工事の下請次数が３を超えないこと。 |
| ４） 当該工事に配置される主任技術者または監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該工事に配置すること。なお、当該工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の工事に関し１年以上の実務の経験を有する者であること。 |
| ５） 当該工事現場の施工体制を主任技術者または監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。 |
| ６） 国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書（参考様式）」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。 |
| ７） 主任技術者または監理技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境を確保すること。 |
| ８） 主任技術者または監理技術者が兼務する工事の数は本工事を含め同時に２件までであること。 |

注：上記にレ又は■を記載する

３　その他

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 配置を予定している主任技術者または監理技術者が、現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事）についても建設業法第26条第３項第１号の規定を適用できることを確認しています。また、各発注者へ他工事を兼務する旨の説明を行い、理解を得ています。 |
| □ | 以下の留意点について確認しています。 |
|  | 契約後、各要件（兼務先における要件を含む）が満たせなくなる場合は、速やかに監督員に連絡する必要があること。 |
| 契約後、適正に技術者を配置できなかったときは、工事請負契約書に基づき契約解除となる場合や、東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づき指名停止となる場合があること。 |

注：上記にレ又は■を記載する